

介護保険制度から要介護1・2をはずす「法」改定を行わないことを求める意見書

8月29日に開催された厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は2020年度に予定される介護保険法(以下「法」)改定に向けた議論を開始した。

検討項目は、要介護1・2の生活援助サービスを介護保険給付から、市区町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行させることやケアプラン作成費を自己負担にすることなど8項目にわたり、いずれもサービス給付を抑制し、利用者負担を引き上げる内容である。審議会の委員の中からも「(これ以上の負担増や給付抑制が行われれば)私たちの生活と介護が立ち行かなくなる。絶対に認められない」との意見も出ている。

現場では、すでに2017年から移行した要支援1・2の総合事業の生活援助サービスでさえ目いっぱいなのに、改定が行われればサービスが不足して必要な介護サービスが提供できなくなるのではと不安の声も広がっている。介護保険制度の目的や理念を変質させる、介護保険法改定は行うべきではない。

よって、町田市議会は、国に対し、介護保険制度から要介護1・2をはずす「法」改定を行わないことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。